

和歌山県学校運営協議会の運営に関する要綱を次のとおり定める。

和歌山県学校運営協議会の運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山県学校運営協議会規則（平成29年和歌山県教育委員会規則第16号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項に定める学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象学校としての認可)

第2条 和歌山県教育委員会の所管に属する学校（以下「学校」という。）で法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校の校長に、和歌山県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、対象学校指定書（別記第1号様式）を交付するものとする。

2 対象学校指定書の交付を受けた校長は、速やかに書面により規則第2条第2項に規定する意見を述べるものとする。

3 前項の意見には、学校運営協議会委員候補者名簿（別記第2号様式）を添付するものとする。

(委員の任命)

第3条 和歌山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の5第2項の規定により任命した委員に対し、任命書（別記第3号様式）を交付する。

2 前項に定める任命書の交付は、当該委員が属する協議会が置かれた学校の校長を経由して行う。

(委員の報酬及び費用弁償)

第4条 委員に報酬を支払う場合の当該報酬の額は、日額3,600円とする。

2 1会計年度について、委員に支払う報酬の額は、14,400円を超えないものとする。

3 委員の費用弁償は、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号。以下「条例」という。）の規定による一般職の職員に支給する旅費相当額とする。

(委員たる校長)

第5条 教育委員会は、対象学校の校長を委員（以下委員として任命された対象学校の校長を「委員たる校長」という。）として任命するものとする。ただし、対象学校の校長を委員として任命することが適切でない事情が認められる場合は、この限りでない。

2 委員たる校長が、対象学校の校長でなくなった場合、教育委員会は、当該委員たる校長を解任するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会は、規則第5条第2項の規定による互選の際は、委員たる校長を会長又は副会長に互選しないものとする。ただし、会長又は副会長として適任の委員がいない場合は、この限りでない。

(基本的な方針の不承認)

第7条 対象学校の校長は、協議会が法第47条の5第4項に定める基本的な方針について不承認の決議をした場合、当該決議の理由を教育長に報告し、協議しなければならない。

2 教育長は、前項に規定する協議を受けたときは、当該協議をした校長に助言又は指導を行うものとする。

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、当該協議会が置かれた対象学校において処理する。

(報告及び広報)

第9条 対象学校の校長は、毎年度4月末日までに、当該年度の前年度に係る協議会の活動状況を、教育委員会に報告するものとする。

2 前項に定める報告は、学校運営協議会活動状況報告書（別記第4号様式）により行うものとする。

3 対象学校の校長は、協議会の活動状況の広報に努めるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月10日から施行する。